

戸沢村グループウェアシステム構築業務仕様書

令和 7 年 10 月

戸沢村

1. 基本事項

戸沢村グループウェアシステム構築業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、山形県戸沢村（以下「本村」という。）が、グループウェアシステムを構築するにあたり、その仕様を定めたものである。

(1) 業務の名称

戸沢村グループウェアシステム構築業務

(2) 調達の背景・目的

本村では令和 6 年 11 月に戸沢村 DX 推進計画を策定し、「便利で豊かな暮らしの変革、あったかスマートビレッジ構想」を基本コンセプトに掲げ、自治体 DX の推進に取り組んでいる。本業務は、クラウド型業務グループウェアシステムを導入し、職員間の情報共有・業務管理・コミュニケーションを一元化し、迅速な意思決定と住民サービスの向上を図るものである。また、クラウド活用により、運用負担とコストを最適化し、セキュリティを強化することで信頼性の高い行政サービスの提供を可能とする業務環境を構築することを目的とする。

(3) 業務の範囲

本業務は、以下の項目を一括して行うものとする。

① グループウェアシステムの初期環境構築（支援）

※既存のグループウェア（Group Session）からのデータ移行は行わない。

② グループウェアシステムの運用保守

(4) 用語の定義

本仕様書内での「グループウェアシステム」とは、ICT システム提供メーカーが管理・運営するサーバ・ネットワーク機器・ストレージ等によって構成されるデータセンターを通して提供するクラウドサービスとする。

2. 本調達の要件

(1) 履行期間

契約を締結した翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

① システム構築期間：契約日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日

② 利用開始時期：令和 8 年 2 月 1 日予定

※ 特別な事情により上記期間の変更が必要となる場合は、本業務の発注者と

別途協議の上、対応を決定すること。

③ 運用保守期間：システム利用開始日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 業務場所

戸沢村役場 戸沢村古口 270

令和 7 年 4 月 1 日時点

職員数：162 人

(3) 費用の考え方

① 初期環境構築（支援）費用

本業務の実施において、「3.システム要件等」に掲げる機能を満たすクラウド型業務グループウェアシステム（以下「本システム」という。）に要する費用

② システム利用料

本サービスの利用に係る料金（契約締結後、料金発生日から令和 8 年 3 月 31 日までの費用）

※ 本契約期間終了後に契約更新する場合については、原則として単年度毎の契約更新とする。

(4) 納品・検収

① 納品物

納品する成果品の種類及び納品時期は以下のとおりとする。なお、内容等具体的かつ詳細な点については事前に本村と協議すること。

No.	成果品	納品時期
1	実施体制図	契約後着手前まで
2	着手届、工程表、工程表承認願	契約後着手前まで
3	業務完了報告書（様式第 3 号）	業務完了時
4	成果品引渡書（様式第 4 号）及び納品目録	業務完了時
5	グループウェアシステム	業務完了時
6	操作マニュアル （電子データ又は WEB マニュアル）	業務完了時
7	研修用資料（管理者/利用者）	操作研修会実施の 1 週間前まで
8	議事録（運用方針や契約に関わる打合せを実施した場合）	打合せ実施後 7 日以内

② 納品場所

戸沢村役場 総務課 財政係

③ 検収

(ア) 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了報告を行うこと。

(イ) 検査の実施

納入日から 10 日以内に成果品等の検査を行う。

(ウ) 不備の解消及び再検査

前項の検査の結果、不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果品を再度納入すること。また、本村は再度納入された成果品の検査を速やかに行う。

3. システム要件

(1) 基本要件

クラウドサービスにおける基本要件は、以下のとおりとする。

- ① 将来における利用者増加、データ量増加に対応できる柔軟なシステムであること。
- ② 操作における応答時間は、ユーザーにストレスを感じさせないレスポンスを確保すること。
- ③ システム利用にあたっては、ブラウザのみで利用することが可能なこととし、その他のプログラムなどをインストールする必要があること。
- ④ システム連携におけるオープン性を確保し、汎用性の高いシステムであること。また、使用する技術については、国際的に広く採用されている技術を用いたシステムであること。
- ⑤ グループウェア機能全体の情報を集約する、ポータル機能を有すること。
- ⑥ ユーザーID とパスワードによってログインするものとし、ユーザーID によって、必要に応じてアクセス制御が可能なこと。
- ⑦ 通常の組織、個人、という単位とは別に、アクセス権を設定する単位としてロールを持ち、組織とは違う単位でのアクセス権設定を可能にすること。
- ⑧ ユーザーにロールの選択を許可するかどうかの設定ができること。
- ⑨ 必要に応じてユーザーの操作履歴など監査用のログの出力が可能なこと
- ⑩ 日英中の三ヶ国語に対応すること。
- ⑪ 将来利用ユーザー数が増加した場合でも高速処理のできるオープンソースのデータベースをプログラム内に内包していること。
- ⑫ データベースはグループウェアに同梱されているものとし、別途データベース関連の構築を必要としないシステムであること。

- ⑬ 各機能のアイコン表示部分を表示したり隠したりすることができること。
- ⑭ 添付画像はサムネイル表示（縮小表示）ができること（スケジュール、メッセージ、掲示板、メールが対象）。

クライアント OS と対応ブラウザは下記の通りとすること。

Windows	●Microsoft Edge(※) ●Mozilla Firefox(※) ●Google Chrome(※)	iPhone/iPad	●最新 2 バージョン
Macintosh	●Safari(※) ●Mozilla Firefox(※) ●Google Chrome(※)	Android	●Android 10 以降の Android Chrome 最新 版

(※)最新版を動作保証とする

(2) 機能要件

別紙「戸沢村グループウェアシステム構築業務 機能要件表」参照

(3) ネットワーク要件

本システムを利用するネットワーク環境として以下を満たすものとする。

- ① LGWAN 端末より、セキュリティが強化された Web ブラウザにて山形県情報セキュリティクラウドを通じてインターネットにアクセスしてクラウドサービスを利用できること。

(4) セキュリティ要件

クラウドサービスにおける情報セキュリティ対策として以下のとおりとする。

- ① 個別のサブドメインを発行することで、利用団体ごとに異なるログイン URL でアクセスできること。
- ② 組織、役職に合わせたアクセス制御が可能なこと。
- ③ IP アドレスによるアクセス制限、BASIC 認証を標準提供していること。
- ④ サービス運用データセンターは 24 時間の有人監視環境であること。
- ⑤ データセンター所在地はすべて日本国内であること。
- ⑥ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を構築し、クラウドサービス基盤（サーバー及び OS）の運用について、ISO/IEC 27001 の認証を取得していること。
- ⑦ 第三者機関による脆弱性試験を定期的実施していること。
- ⑧ 悪意のあるサイトからサービスが呼びだされ、ユーザーが意図しない動作をさせる「クリックジャッキング」からの保護機能を搭載すること。

- ⑨ 利用団体のセキュリティに合わせて様々なパスワードポリシーを適用できること。

4. 運用保守に関する要件

(1) 運用要件

- ① 本サービスはデータセンターで運用されるクラウドサービス型とすること。
- ② 全てのサーバー、ネットワーク、ストレージ、データについて冗長化を実施すること。
- ③ 特定のサブドメイン（URL）に対して短時間にアクセスが集中した場合は、自動的に該当するサブドメインを停止し、他の環境へ影響が及ばないように制御する仕組みを持つこと。
- ④ サービス提供時間は 24 時間 365 日（定期メンテナンス等の計画停止を除く）とすること。
- ⑤ 計画停止を行う場合は事前に通知すること。
- ⑥ 1 ユーザーあたり 5GB 相当のデータ容量を利用できること。
- ⑦ データは毎日無停止でバックアップを作成すること。
- ⑧ サービス運用データセンター内でのバックアップが約 14 世代以上管理されていること
- ⑨ サービスの日次バックアップデータが遠隔地にも保管されており、運用データセンターに万一の障害が発生した際にもバックアップからデータが復旧可能なこと。
- ⑩ サポートセンターを有し、電話と E メールでのサポートを提供していること。
- ⑪ サービス稼働率は 99.99%以上を目標とすること（計画メンテナンスを除く）。
- ⑫ 伝送データについては全て暗号化していること。
- ⑬ 障害通知のシステム監視を常時実施し、障害発生時には 運用マニュアルに沿って対応すること。

(2) 研修用資料要件

- ① 研修までに研修用資料（管理者/利用者）を作成し提出すること。
- ② 研修用資料は、できる限り専門用語を使わず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャ等を用いてわかりやすく説明すること。

(3) 操作研修要件

- ① システム利用者に対する操作研修を行うこと。
- ② 研修は提案システムに精通した講師が行うこと。
- ③ システム導入時にシステム利用者向け研修及びシステム管理者向け研修を実施

すること。研修の方法等については発注者と協議の上決定する。研修は、業務への影響等を考慮し、回数や時間帯について特段の配慮を図ること。

- ④ 研修はマニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
- ⑤ 受託者が必要と考える内容が他にある場合は、それも併せて提案すること。

5. その他

(1) 再委託

- ① 受託者は、全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本村の承認を得て業務の一部を第三者に委任する場合は、この限りではない。
- ③ 上記記載のただし書きについて、受託者が、業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を本村に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(2) 守秘義務

- ① 本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(3) 権利の帰属

- ① 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。)を含む場合は、権利は受託者に保留されるが、本村は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ② 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(4) 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存する。

(5) 報告及び検査

本村は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

(6) 情報セキュリティの確保

業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

(7) 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」「戸沢村個人情報保護法施行条例（平成 17 年戸沢村条例第 1 号）」に基づき、村が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。また、契約終了後も同様とする。

(8) 損害賠償

本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責を負う事。ただし、その損害のうち、発注者、利用者、又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

(9) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本村と協議を行うこと。